

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 31 日現在

機関番号：14301

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22720266

研究課題名（和文） 中国清代における法帖刊行の歴史学的研究

研究課題名（英文） A Historical Study on the Publication of Copybooks in the Qing Dynasty of China

研究代表者

増田 知之（MASUDA TOMOYUKI）

京都大学・文学研究科・講師

研究者番号：60559649

研究成果の概要（和文）：本研究は、「書」文化の広がりにより重要な役割を果たした、書蹟の複製品たる「法帖」を取り上げて、その清代における刊行事業の実態を解明することを目的とする。特に、康熙帝をはじめ清朝満族皇帝たちが行った、法帖の刊行を中心とする様々な「書」に関わる文化政策を仔細に分析することによって、清代における絶大なる皇帝権力と伝統的「書」文化との関係性を明らかにし、更には「書」文化が政治利用されてゆく軌跡を辿った。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to clarify the circumstances of the publication of copybooks, or albums of model calligraphy, which played a significant role in the diffusion of culture of calligraphy, in the Qing dynasty of China. In particular, this study is also aimed to elucidate the connection between the enormous imperial power and the traditional culture of calligraphy in the Qing dynasty and trace the historical reality of Manchu emperors' political use of calligraphy, by analyzing their various cultural policies related to calligraphy, including the publishing of many copybooks.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2011 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2012 年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	3,100,000	930,000	4,030,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・東洋史

キーワード：東洋史、清代、文化史、書法史、御書、法帖、康熙帝

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 現在の中国書法史研究における主要テーマは、「書人研究」・「作品研究」・「書論研究」の三分野に大別されている（杉村邦彦「中国書法史を研究するための心構えと方法について」、同編『中国書法史を学ぶ人のために』序論）。しかしながら、それらの多くは「芸術学」的視点に特化・限定化した研究

であって、「書」文化が当時の中国社会においていかにして伝播し、受容され、そして発展・展開したのかという「歴史学」的視点を決定的に欠いているといわざるを得ない。一方でまた、歴史学の方面からも、「書」が当時の文化全体の中においていかに位置づけられるのかといった問題への取り組みは一向になされていない。

(2) 同様の傾向は、清代書法史研究についても当てはまる。概ねの研究傾向として、従来の諸研究からは、碑学・金石学史、芸術市場・支援史、鑑蔵史、地域書壇、書人研究等の分野を抽出することができる（前掲『中国書法史を学ぶ人のために』I・第7章「清」、澤田雅弘氏執筆）。しかし、書蹟が無数に存在する清代については書人単位の研究が大半を占めており、その一方で、「清代書法史に普遍的に認められる歴史的・社会的問題」に関する研究はいまだ手薄である。

(3) 如上の研究状況の中、研究代表者は「書」文化の歴史的展開の実態を解明すべく、「書」の伝播・浸透にとって極めて重要な役割を果たした、書蹟の複製品たる「法帖」を取り上げて、特にその明代における刊行事業の実態の解明を続けてきた。しかしながら、前近代の中国において、人口の爆発的増加等を背景として法帖の需給が最も拡大した清代の実態については、未だ十分に研究が尽くされているとはいえない。中田勇次郎『王羲之を中心とする法帖の研究』、宇野雪村『法帖事典』、容庚『叢帖目』、張伯英『法帖提要』等の日中の代表的諸研究は、法帖の現物調査を通じてその書誌的研究に終始するのみで、法帖のもつ歴史的意義について何ら語るところはない。

## 2. 研究の目的

そこで本研究では、明代を承けて史上最も多く法帖が刊行された清代の刊行事業の実態に迫るとともに、特に清朝皇帝が行った種々の刊行事業の分析を通じて皇帝権力と「書」文化との関係を解明することを目的とする。

本研究を進めるにあたっての具体的な問題点は以下の通りである。(1) 明末清初という激動期を経て、民間の法帖刊行事業は一体いかなる変化を遂げるのであろうか。また、(2) 蘇州に代表されるような一種の「野党性」を特徴とする明代とは違い、清代の「書」文化は皇帝権力との関わりが非常に緊密になるが、それでは彼ら清朝満族皇帝たちは中国支配を確立しその伝統文化を取り込んでゆく過程で、いかなる法帖刊行事業を行い、またそれを含めた「書」文化政策を通じて当時の「書」文化の展開にいかなる影響を及ぼしたのであろうか。更には、(3) 従来の清代書法史研究では、清代中期以降における所謂「碑学」の勃興の前提として、考証学・金石学の隆盛を指摘するとともに「帖学」の衰退を殊更に強調してきたが、では果たしてその「帖学」の衰退とはいかなるものであったのであろうか。

如上の諸問題は書法史研究のみならず、ひいては文化史研究全体にも関わる重要な問題であると考えられる。とすれば、それらを解明せんとする本研究は、従来の清代書法史研究に対する批判的取り組みであると同時に、

清代文化史の再検討を目指す基礎的研究であり、そしてまた文化史研究における「書法史」復権への第一歩としても位置づけ得る。

## 3. 研究の方法

上述の内容を目的とした本研究では、清代の法帖刊行史の体系的把握を試み、更には皇帝権力との関わりという独自の視点を導入することによって、より複層的かつ歴史学的検討を行った。また、「書」文化を多角的な視点で捉えるべく、書法史関連資料のみならず「起居注」や「奏摺」等の多様な史料を活用することによって、従来の固定化された書法史理解の一新を図った。具体的方策は以下の通りである。

(1) まずは、清代に刊行された各法帖について、1. (3)で列挙した諸研究のほか、『中国法帖全集』や『中国善本叢帖集刊』など日中の法帖関連資料（概説・研究書、目録、図録等）をもとに、法帖中に刻入された各書蹟から題跋や刊記類に及ぶまで総合的調査を行った。また、本作業と並行して、各法帖の構成（帖名・巻数・書人名・書蹟名）、刊行者、刊行地、刊行時期等の諸項目について逐次データ化を進めた。

(2) 本研究はまた、皇帝権力と「書」文化との関係を明らかにすべく、明末に引き続く形で法帖を重んじた「帖学」が隆盛を極めた康熙年間（1662-1722）を主たる対象として、皇帝による法帖刊行事業を中心とする「書」文化政策について検討を加えた。分析を進めるにあたって、康熙帝の勅命によって刊行された『懋勤殿法帖』・『淵鑑齋御筆法帖』等の欽定法帖はもとより、皇帝の日常的な「書」活動を解明すべく起居注や奏摺等の档案史料、御製文集、更には『佩文齋書画譜』・『石渠宝笈』といった内府編纂の書画録、石刻関係資料に及ぶまで、多様な史料を博搜・精査した。

(3) これまで美術品・芸術品として捉えられてきた法帖を歴史史料として活用する本研究では、上述の諸作業を進めるとともに、国内の各所蔵機関に収蔵される法帖について、実見調査を行った。2010年度は国立国会図書館、静嘉堂文庫、東洋文庫、2011年度は東洋文庫、等の各機関が所蔵する法帖を調査した。

## 4. 研究成果

(1) 本研究の基礎的作業として、『法帖事典』、『叢帖目』、『中国法帖全集』等の法帖関係資料をもとに、清代に刊行された法帖の総合的調査ならびにデータ化作業を行った。本作業を通じて、蘇州・松江など江南地方を中心とした民間における刊行事業が大半を占めていた明代とは異なる清代法帖史の大きな傾向として、以下の諸点を指摘することができた。

- ①康熙帝・乾隆帝ら清朝皇帝の勅命による内府での刊行の隆盛、および地方官衙における刊行の増加
- ②直隸・山東など北方における刊行の増加、また清代後半期の広東における刊行の激増
- ③法帖に刻入された書蹟の多様さ、明代までの所謂「帖学」的内容とは異なる金石等を対象とする「碑学」的内容の増加
- (2) 清代において、康熙帝ら清朝皇帝は歴代の名蹟を集刻した大規模な集帖や自身の書蹟(御書)を刻した専帖といった種々の法帖を刊行するなど、当時の「書」文化に積極的に介入していった。本研究ではかような法帖刊行事業をはじめとする種々の「書」文化政策について検討を加えた。
- まずは、清朝の中国支配を確立した康熙帝による「書」文化政策の一端をさぐるべく、歴代の書蹟を集刻した『懋勤殿法帖』および康熙帝の専帖たる『淵鑑齋御筆法帖』の刊行事業を取り上げて、これまで殆ど検討されることのなかった康熙帝自身による「書」文化への積極的働きかけ、「書」文化の政治利用の実態を明らかにした。その成果は以下の諸点である。
- ①康熙 29 年(1690)に康熙帝の勅命によって行われた『懋勤殿法帖』の刊行事業は、「書」文化を尊崇し不朽の業績を残した唐太宗・北宋太宗ら「右文之君」を承継がんとする意志、更には清朝を明朝の後を承けた正統な王朝として位置づけようとする明確な意図のもと遂行された。また、本帖には康熙帝による王羲之や董其昌らの書蹟の臨書作品や跋文が数多く刻入されており、帝の中国文化への精通を誇示しようとする目的も垣間見える。
- ②『懋勤殿法帖』に引き続き、康熙 33 年(1694)には康熙帝の書蹟を集刻した『淵鑑齋御筆法帖』が刊行された。本帖の末尾には、その刊行事業に携わった米漢雯と宋駿業による奏摺が刻入されており、本帖の刊行の経緯が明らかとなる。それによれば、本帖の刊行は表向きには康熙帝自らが率先して行ったものではなく、康熙朝の輝かしい「文治」を宣揚すべく「書法の統宗・文治の極盛」たる帝の素晴らしい御書を法帖として刊行しようと再三にわたって「敦請」した漢人官僚らによって強力に推進されたという形をとっている。
- ③本帖はのち康熙 38 年(1699)に行われた第 3 回目の南巡の際に、康熙帝自らが臣下に下賜することによって文化の先進地たる江南地方で実際に伝播していった。「起居注」で確認できる事例だけでも 30 件近い数に及ぶ。
- ④本研究はまた、法帖の刊行事業とともに康熙帝による書蹟の収集活動についても、起居注や档案史料をもとに検討を加えた。その結果、乾隆帝のかの「三希」のひとつに

数えられる王羲之「快雪時晴帖」が清朝に再仕して礼部尚書となった馮銓の子・源濟によって進上される様や、また江寧織造を通じて江南地方に蓄積される書画蹟や法帖等の一級の文物が次々と内府の御書房へ収蔵されてゆく様子が明らかとなった。

(3) 本研究ではまた康熙 16 年(1677)に設置された南書房についても検討を加えた。康熙帝は康熙 16 年、乾清宮の西南に南書房を設置し、経史を論じ詩文を談じるべく、翰林院より「博学善書」のものを選んで常侍させた。

当初、張英とともに任じられたのが、著名な書人でかつ『江邨銷夏録』を著して清朝第一の賞鑑家と目された高士奇である。『南書房記注』によれば、高士奇は康熙帝の日々の学書の場に近侍して帝の書蹟に批評を加え、また王羲之、顔真卿、蘇軾、黄庭堅、米芾、趙孟頫、董其昌ら歴代の名だたる書人の真蹟や「法帖の祖」たる『淳化閣帖』の初搨本等、内府所蔵の名蹟を康熙帝とともに鑑賞するなど、青年期の帝と「書」を介した実に親密な交流を重ねている。更に、のちに南書房には查慎行、何焯、陳奕禧、王鴻緒、張照、劉墉といった清代書法史に名を連ねる多くの文人官僚らが陸続と入直することになる。

かような南書房が当時の「書」文化にいかなる影響を及ぼしたのかについては殆ど考察されていない。本研究では「書」という切り口から南書房の実態を分析してきたが、この成果を踏まえ南書房設置の書法史上の意義についても今後明らかにしてゆく必要がある。

(4) 本研究は更に、清朝皇帝によって全国的規模で行われた「書」文化政策として、「御書刻石」を取り上げて考察を加えた。清代において御書が果たした機能については、その政治的役割に言及した成積春「書法背後的統治芸術—康熙書法的政治涵義詮釈」が詳細な議論を展開しており、政治活動を補助し政治理念を貫徹する上で有力な手段であったと位置づけている。成氏の所説を踏まえ、本研究では康熙帝を中心とする「御書刻石」の実相に迫った。その成果は以下の諸点である。

①『皇朝通志』巻 116~121 には、入関後から乾隆 51 年(1786)までの内府で刊行された種々の法帖や全国各地で刻石された夥しい量の御書が列挙されており、それらの地域的拡がりを跡づけることができる。同書によれば、康熙年間に 406 件、雍正年間に 59 件、そして乾隆年間に 1494 件の御書(御刻法帖含む)が刻石されており、皇帝の「書」が中央のみならず地方の隅々にまで伝播していた実態がうかがえる。

②これら御書は皇帝からの「下賜」という形態で広められたものである。そこで、起居注や奏摺等の档案史料を活用して、特に康熙帝の御書の下賜から刻石までの経緯を解明した。例えば「江寧織造曹寅奏陳摹刻高

旻寺碑文摺」(康熙43年(1704)12月2日)によれば、康熙帝親筆の高旻寺碑文は、刻石したのち拓本を進呈せよとの康熙帝の勅命を受け、江寧織造・曹寅を中心として、摹刻者の選定から刻石・椎拓、更には碑亭の建造までが行われている。また、「江寧織造曹寅奏報官紳士民瞻仰御書並請勒碑情形摺」(同51年(1712)6月3日)によれば、御書の刻石および展観は「皇仁(皇帝の仁徳)を広めん」がための手段と認識されていた。すなわち、大量の御書下賜の背景には、圧倒的多数の漢民族らに「仁政」を広めようとした康熙帝自身の政治的意図があったことを指摘できる。かような御書の下賜・刻石は江南地方のみならず、山西・甘肅・陝西においても巡撫によって御書楼の建造から御書の刻石、拓本の進呈、また鐫刻者推薦の依頼、法帖の刊行・頒布までもが行われており、康熙帝による「書」文化政策の全国的広がりを跡づけることができる。更に、全国に下賜された御書の内容についてみれば、全372件中、63件が歴代名家の書蹟の臨書である(前掲『皇朝通志』巻116~121、うち董其昌30件、米芾21件、趙孟頫6件)。こうした御臨の下賜と刻石は、康熙帝の「書学」を広め、また伝統的「書」文化への精通を周知させる効果があったであろう。

③また、大量の御書の下賜が行われた「場」として、特に康熙帝による江南巡幸(南巡)を挙げることができよう。康熙帝は、「仁政」を広く宣揚するための一種の「キャンペーン」と位置づけられる南巡を、康熙23年(1684)から同46年(1707)まで計6回行った。『康熙起居注』によれば、康熙38年(1699)2月から5月にかけて行われた103日間の南巡において、実に300件に近い匾額・条幅・対聯・詩扇・手巻・法帖(②②・③で述べた『淵鑑齋御筆法帖』)が、諸王・中央および地方官・郷紳・商人・僧侶や道士ら200人以上に下賜されているのである。また、3月16日に巡撫・宋犖に下賜された御書は宋犖の跋文とともに刻石されており、南巡における「御書刻石」の一例といえよう。

(5) 内藤湖南は「北派の書論」、「清朝の書家」(『清朝史通論』第六講・芸術)において、清代後半期に見られる「北派(碑学派)」の勃興・隆盛、換言すれば「帖学」から「碑学」へのパラダイムシフトの背景について、以下のように述べる。まず、乾隆年間(1736-1795)に活躍した劉墉を「帖学」の大成者として位置づけ、彼の出現によっていわば「帖学」的「書」表現が飽和状態に達したとし、これを「近來の北派の書法を産出した重なる原因」と断じる。更に「書」をとりまく文化的状況についても言及し、当時の中国に「日本の如く

多数の唐代若くは六朝の真跡があったならば、支那人は何を苦しんで北派の粗拙なる字を学ぶ」ことがあろうかと指摘している。つまり、内藤湖南は劉墉による「書」表現の完成と民間における真跡の枯渇という、「書」をとりまく内的・外的要因を鋭く喝破するのである。

ここで、湖南の指摘した外的要因、すなわち真跡の枯渇という現象により注意を向けるならば、それを傍証するのが、当時の法帖の質的变化を明確に述べた錢泳『履園叢話』叢話9「論刻帖」の記述であろう。そこで錢泳は、陸続と生み出される法帖について、集刻した書蹟が「書家」と称し得る者の書蹟であるか、また二王(王羲之・献之父子)のごとく「法」とするに足るものであるかを問題とせず、ただ古人の書蹟というだけで法帖化した結果、本来あるべき伝統的法帖とは著しく乖離した代物が量産されている、という状況を批判的に述べている。

如上のいわば法帖の「通俗化」は、それまで民間に蓄積されてきた学書・鑑賞の規範として法帖化するに足るような名蹟が、民間から一掃されてしまった状況を端的に示しており、また『真賞齋帖』や『余清齋帖』をはじめとする、一級の真蹟・臨模本をもちい、一流の技術で摹刻・椎拓された名法帖が民間から数多く刊行された明代とは明らかに異なる現象であるといえる。更にこうした状況を惹起した一要因として、(2)④で述べたような清朝皇帝による「書」文化政策の一環としての書蹟の収集活動が挙げられよう。

康熙・雍正両帝によって現出した清朝最盛期を引き継いだ乾隆帝は、その治世中において、歴代の名蹟を刻した『三希堂石渠宝笈法帖』・『墨妙軒法帖』、『淳化閣帖』を重刻した『欽定重刻淳化閣帖』、各種「蘭亭序」を集刻した『蘭亭八柱帖』、また雍正帝の書蹟を刻した『四宜堂法帖』・『朗吟閣法帖』、乾隆帝自らの書蹟を刻した『敬勝齋帖』等、祖父・康熙帝の刊行事業をはるかに上回る規模で実に多種多様な法帖を刊行した。更には、内府所蔵の書画蹟を整理・記録した『石渠宝笈』初編・続編を編纂してもいる。「書学の淵源を昭らかにし」、「臨池の模範を示」すために「天下に公に」することを企図した法帖、また「廻かに前代を逾え」、「唐宋を超越」した内容をもつ「芸苑の鉅觀、墨林の極軌」たる法帖が刊行された背景には、それまでにない民間から内府への書蹟の大量流入があったに相違ない。

考証学・金石学の隆盛や翻刻・偽刻による粗悪な法帖の量産など、従来の書法史研究はかく「帖学」の衰退と「碑学」の勃興の背景を説明してきたが、如上の康熙年間から乾隆年間に至る「書」文化政策、すなわち圧倒的多数の漢族に対し文化的優位性を保持しようとした清朝皇帝による「書」文化への積極

的介入の実態について、更なる解明が必要となるであろう。今後の喫緊の課題である。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

- ①増田知之、康熙帝による「書」文化政策の一端—その法帖刊行事業を中心に—、金壺集—石田肇教授退休記念金石書学論叢—、査読無、2013、pp. 154-168
- ②増田知之、明末の海寧陳氏一族とその法帖刊行について、書法漢学研究、査読有、第7号、2010、pp. 1-11

[学会発表] (計2件)

- ①増田知之、京都学派における「書」の歴史学的研究の系譜—内藤学説の再検討—、第34回書論研究会大会、2012. 8. 5、白沙村荘橋本関雪記念館
- ②増田知之、清代における皇帝権力と「書」—康熙帝の文化政策を中心として—、第33回大会書論研究会、2011. 8. 21、大妻女子大学

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

増田 知之 (MASUDA TOMOYUKI)  
京都大学・文学研究科・講師  
研究者番号：60559649

##### (2) 研究分担者

##### (3) 連携研究者